平成２７年（フ）第９４号
鳥取県鳥取市国府町宮下1120番地　コーポグッズ103号
債務者　村本　智心
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７２号
熊本県玉名市青野1330－１、住民票上の住所熊本県玉名市伊倉北方1403番地
債務者　松下公一郎
1　決定年月日時　平成28年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第６号
宮崎県小林市細野4131番地１
債務者　有満　　聡
1　決定年月日時　平成28年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第７号
宮崎県小林市細野4131番地１
債務者　有満　英雄
1　決定年月日時　平成28年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第４号
北海道小樽市長橋５丁目23番４号、前住所北海道小樽市桜２丁目35番５号　黒澤方
債務者　長坂　博美
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１４号
栃木県真岡市荒町４丁目７番地３リレントＡ101
債務者　堀川　清志
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２８年（フ）第６号
福井市冬野町第26号119番地
債務者　伊藤　義克
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７号
福井市下馬２丁目2208　パルティールＦ101、住民票上の住所福井市冬野町第26号119番地
債務者　伊藤　茂美
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４号
福井県鯖江市水落町第44号45番地　レオパレス清流Ⅲ．112
債務者　中林　大輔
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８９号
青森県五所川原市若葉１丁目１番23－６号
債務者　木村　繁仁
1　決定年月日時　平成28年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第９０号
青森県五所川原市若葉３丁目11番６号　県営住宅Ｐ－１
債務者　台丸谷　智
1　決定年月日時　平成28年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第９１号
青森県つがる市柏玉水米袋38番地５
債務者　川村　和樹
1　決定年月日時　平成28年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第２３２号
神奈川県横須賀市衣笠栄町１丁目43番地　栄信ビル403
債務者　加藤　寿樹
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第５号
神奈川県横須賀市鴨居３丁目81番20号
債務者　笠原　幸子
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１０号
北海道旭川市川端町３条７丁目４番１号　川端３・７ハイツ205
債務者　西田ますみ
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５３号
釧路市美原１丁目43番431号
債務者　樋口　祐司
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２３号
栃木県鹿沼市松原４丁目47番地、前住所東京都世田谷区玉川台２丁目11番13―405号
債務者　黒川　玲子
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係